



医療機関・薬局でご提示いただくのは
以下のいずれかです。お手元にあるかをご確認ください。



医療機関・薬局の受付で提示するもの



マイナ保険証



マイナ保険証をお持ちの方は
マイナ保険証をご利用ください

資格確認書をお使いの方も、利用登録いただければ、マイナ保険証の利用が可能です。

資格確認書



マイナ保険証をお持ちでない方は
資格確認書をご利用ください

※従来の健康保険証の有効期限は終了しました



マイナ保険証にはこんなメリットがあります！

- ✓ 過去のお薬・診療データに基づく、より良い医療が受けられる
- ✓ 突然の手術・入院でも高額支払いが不要になる
- ✓ 救急現場で、搬送中の適切な応急処置や病院の選定などに活用される



健康保険証として利用できるだけでなく、日常生活の中で利用できるシーンが広がっています。ぜひメリットの多いマイナ保険証のご利用をお願いします！



利用登録は簡単！



マイナ保険証の利用登録をしていない場合も、医療機関・薬局にマイナンバーカードをお持ちいただくと、その場で登録できます。

※マイナポータルや、セブン銀行ATMからも利用登録が可能です

マイナンバー総合フリーダイヤル **0120-95-0178**
5番を選択のうえ、音声ガイダンスにしたがってお進みください。
受付時間(年末年始を除く) 平日:9時30分~20時00分 土日祝:9時30分~17時30分

マイナ保険証についてもっと知りたい方はこちら



国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者の皆様へ 7月中に「資格情報のお知らせ」または

「資格確認書」が届きます



国民健康保険にご加入されている皆様へ

- ✓ **マイナ保険証をお持ちの方**には「資格情報のお知らせ」が届きます！
「資格情報のお知らせ」はマイナ保険証の利用登録がお済みの方に、医療保険の資格情報を確認できるよう交付される書類です。
「資格情報のお知らせ」を7月中にお届けします。**引き続きマイナ保険証での受診**をお願いいたします。
- ✓ **マイナ保険証をお持ちでない方**には「資格確認書」が届きます！
「資格確認書」はマイナンバーカードをお持ちでない方、マイナ保険証の利用登録がお済みでない方等が、**医療機関等を受診する際に提示する書類**です。
「資格確認書」には有効期限があります。有効期限が切れるときには、**手続きなしで「新しい資格確認書」を7月中にお届け**しますので、お手元に届いた「新しい資格確認書」で受診いただけます。



後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上）の皆様へ

お手元の「資格確認書」の有効期限は**令和8年7月31日**です。

令和8年8月以降、年齢及びマイナ保険証の過去の利用実績に応じて運用が変わります。以下のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。

- ✓ **85歳以上の方全員**
これまでどおり、**手続きなしで「新しい資格確認書」を7月中にお届け**しますので、お手元に届いた「新しい資格確認書」で受診いただけます。
- ✓ **84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されていない方（マイナ保険証をお持ちでない方も含みます）**
これまでどおり、**手続きなしで「新しい資格確認書」を7月中にお届け**しますので、お手元に届いた「新しい資格確認書」で受診いただけます。
- ✓ **84歳以下で、マイナ保険証を普段からご利用されている方**
引き続きマイナ保険証での受診をお願いいたします。
資格確認書は発行されません。**「資格情報のお知らせ」を7月中にお届け**します。
ただし、下記の方は申請をする事で、令和8年8月1日以降も資格確認書が交付されます。
○マイナンバーカードを紛失した方や更新中の方
○介護施設への入所など、介助者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があり、マイナ保険証での受診が困難な場合 等

お問い合わせ先 肝付町役場 健康増進課 ☎ 0994(65)8412